○総務省告示第九十七号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第二十六条第一項の規定に基づき、周波数割当計画（令和六年総務省告示第四百二号）の一部を次のように変更する。

令和八年三月二十五日

総務大臣　林　芳正

次の表により、変更前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する変更後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、変更後欄に掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを加える。

変更後	変更前
第２　周波数割当表 ［１～７　略］	第２　周波数割当表 ［１～７　同左］
周波数割当表 ［第１表・第２表　略］ 第３表　10GHz-3000GHz	周波数割当表 ［第１表・第２表　同左］ 第３表　［同左］

［略］

国内分配（GHz）(4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
［略］		
22-22.14 J 39	［略］	
	移動（航空移動を除く。）	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用
［略］		
22.5-22.55	［略］	
	移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用
22.55-22.6	［略］	
	移動	電気通信業務用 公共業務用 放送事業用 一般業務用
	［略］	

［同左］

国内分配（GHz）(4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
［同左］		
［同左］	［同左］	
	［同左］	電気通信業務用 公共業務用
［同左］		
［同左］	［同左］	
	<u>移動</u>	公共業務用 一般業務用
［同左］	［同左］	
	［同左］	公共業務用
	［同左］	